

長期高度人材育成コース（公共職業訓練）の受講を希望する方へ

訓練前キャリアコンサルティングのご案内

ジョブ・カードの作成支援を受けることが必要です

「長期高度人材育成コース」（公共職業訓練）を受講するためには、訓練申込前にジョブ・カードの作成及びジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けることが必要です。

※ジョブ・カードは、訓練開始後に訓練実施施設へ提出していただきます。

ハローワークで訓練申込みをされる際にも、ジョブ・カードの提出が必要になります。

訓練前キャリアコンサルティングとは

職業訓練を受けて転職しようと考えている方を対象に、職務経歴や職業能力などを整理し、自己理解の促進を図ることで、職業訓練の科目選択や今度の就職活動に役立てていただくことを目的として行う、ジョブカードを活用した相談です。

ご利用には事前予約が必要です

<WEB予約><https://jobcard.work/index.html>

<電話番号>03-6268-8026（受付時間：平日8:30～17:15）

※厚生労働省 東京労働局から委託を受けた民間事業者
（令和4年度：ランゲート株式会社）が実施しています。



各ハローワークにおける訓練前キャリアコンサルティングの実施日

■令和4年4月～12月の実施日

| | | | | | | | |
|-----|-----|----------------------|-----|-----|-------|----|-----|
| 飯田橋 | 水・金 | 新宿 (西新宿 庁舎) | 月～金 | 足立 | 火・金 | 青梅 | 水 |
| 上野 | 木 | | | 墨田 | 火・水 | 三鷹 | 火・木 |
| 品川 | 火・木 | 池袋 (サンシャイン 庁舎) | 月～金 | 木場 | 月・水・木 | 町田 | 火 |
| 大森 | 月・金 | | | 八王子 | 月・金 | 府中 | 水・金 |
| 渋谷 | 月～金 | 王子 | 月 | 立川 | 月・木・金 | | |

■令和5年1～3月の実施日

| | | | | | | | |
|-----|-------|----------------------|-------|-----|-----|----|---------|
| 飯田橋 | 月～金 | 新宿 (西新宿 庁舎) | 月～金 | 足立 | 月～金 | 青梅 | 水・木 |
| 上野 | 月・火・木 | | | 墨田 | 月～金 | 三鷹 | 月・火・木・金 |
| 品川 | 月～金 | 池袋 (サンシャイン 庁舎) | 月～金 | 木場 | 月～金 | 町田 | 火・水・金 |
| 大森 | 月～金 | | | 八王子 | 月～金 | 府中 | 月～金 |
| 渋谷 | 月～金 | 王子 | 月・水・金 | 立川 | 月～金 | | |

※1月16日～2月28日の間、キャリアコンサルティングの受講できる拠点を追加で設ける予定です。詳細は予約時にご確認ください。

実施にあたっての留意事項

- ・ 訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は**予め記入した「ジョブ・カード」**（※下記参照）をご持参ください。
- ・ 実施時間は、**原則1回概ね60分**を目安にしています。なお、1回のキャリアコンサルティングで終わらない場合、別の日に2回目を行うこともあります。
- ・ 職業訓練は、①適職に就くために必要と認められ、かつ②職業訓練を受けるために必要な能力等を有すると公共職業安定所長が判断した方に対して受講をあっせんしています。
- ・ 職業訓練の受講には、**別途、受講申込が必要**です。**訓練科目の詳細、申込み手続き、訓練受講中に支給される手当等**については、**職業訓練窓口**へお問い合わせください。

ジョブ・カードとは

ご自身の職務経歴・実績や職業能力等を「見える化」し、今後のキャリア形成に役立てることができるツールです。

様式に添ってこれまでの学習歴や職業経験などを振り返り、将来に向けた希望や目的などを考えながら記入してください。

- ◆ジョブ・カード様式は、ジョブ・カード制度総合サイト（厚生労働省）からダウンロードできます。 <https://jobcard.mhlw.go.jp/>



- ※訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、上記のジョブ・カード様式のうち、
 様式1-1 [キャリア・プランシート]（就業経験のない方は様式1-2）
 様式2 [職務経歴シート]
 様式3-1 [職業能力証明（免許・資格）シート]
 様式3-2 [職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート] の4種類の様式にご記入の上、当日にご持参ください。

ジョブ・カード記入にあたっての留意事項

- ◆過去にジョブ・カードの作成支援を受けたことがある場合は、作成済みのジョブ・カードをご持参いただくことができます。ただし、作成済みのジョブ・カードに記載されている内容から変更がある場合は、改めて記入をお願いします。
- ◆就業に関する目標・希望など、整理ができておらず、ご自身で記入できない場合は、キャリアコンサルティングを通して支援をさせていただきますので、そのままご持参ください。